

令和4年度 事業計画

1 基本方針

少子高齢化が急激に進展し、労働人口が減少している中で、経済社会の活力を維持するために、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるように、今年も「マルチジョブホルダー（複数就業者）への雇用保険の適用」や厚生年金保険法における「在職定時改定の導入」と高齢者の雇用や年金の法律が改正され、高齢者にとって働きやすい環境作りが進められています。生涯現役社会の実現が強く求められている中、シルバー人材センターの果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっております。高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的として事業を実施する一方、令和4年度は次の三点を重点に実施していくことを基本方針とします。

第一は、会員の拡充です。会員数は、平成16年の979人から17年間に渡って下がり続けております。令和3年度は3月末517人と昨年時期を27人下回っており、これからも減少傾向が続くものと推察されます。これを危機的な状態ととらえ、役員、職員、そして会員が一体となって新たな対策について検討してまいります。

第二は財政運営の安定です。会員数の減少とともに契約金の減少も続いており、平成19年度に4億3千万円を超える契約金額であったものが令和3年度は約2億4千万円と大幅に下がり続けております。そこで、令和4年度には国のガイドラインに従い、最低賃金を下回らないように、約1割の配分金値上げを予定しております。高年齢者の就業機会を確保する上で頼れる存在として機能出来るように、また、これまで以上に「やり甲斐」や「生きがい」を見出せるように、さらなる収益の確保に努める必要があります。

第三は、安全対策の推進です。令和2年度1月末に9件だった事故件数が令和3年度には19件となっております。傷害事故は4件から8件に、賠償事故は4件から7件、そして車両事故が1件から4件と大幅に増加しております。幸いなことに重大事案になってはおりませんが、就業現場の安全チェック、事故発生の原因分析と再発防止の徹底に力を入れて、事故ゼロを目指します。

実施計画

※（重点）は重点推進事項

1 会員の拡充

- (1) 広報活動や「1会員1人入会」を目指し、友人、知人に積極的に声掛けを行い会員の増強を図る。また、達成会員へ粗品の進呈を行う。
- (2) ハローワークとの連携により会員の確保を図る。
- (3) 入会説明会及び地区懇談会等でセンターの趣旨の徹底を図る。
また必要に応じ、臨時説明会の開催や、出前入会説明会を行う。
- (4) 関係機関へのチラシの設置や、催し物会場等でチラシの配布と勧誘を行う。(重点)
- (5) 女性会員拡充に向け、魅力ある教室開催に取り組む。
- (6) 人材確保育成事業の積極的活用により新規会員確保を図る。
- (7) 会員、非会員のアンケート調査の検討を進める。(重点)

2 健全な財政運営の確保

- (1) 事業実績と国及び市からの補助金額の変動の推移により、事務費率12%への引上げも視野に、発注者の理解と協力を得ながら事業推進を図る。
- (2) センターの健全な運営に向け、国庫補助事業の積極的な活用を図る。
- (3) 派遣受託収益の確保に向けて県シ連との連携強化を図る。
- (4) 県・市・ハローワーク及び関係団体との連携強化を図る。
- (5) 市への適切な財政支援と、さらなる就業要請を行う。
- (6) インボイス制度の費用負担の方針を定める。(重点)

3 安全対策の推進

会員の安全就業が最優先

- (1) 全国シルバー人材センター安全強化月間の推進（7月）
 - ①安全委員会による巡回指導(パトロール)の強化
 - ②安全就業の啓発及び「のぼり旗」設置

(2) 通年推進活動の強化

- ①安全就業啓発活動の推進（広報・チラシ・発送文書の添書きなど） 「いつまでも 働く喜び 無事故から」の周知徹底
- ②就業現場の安全チェックの実施
- ③事故発生の原因分析と再発防止の徹底（重点）
- ④安全講習会の開催（草刈機の安全取扱・交通安全など）
- ⑤職群班を通じた組織的な推進
- ⑥地区懇談会をはじめ各種会合での周知徹底
- ⑦安全委員会による現場パトロールの充実
- ⑧チェックリストによる安全確認と、就業現場の実施点検
- ⑨安全標語の募集と安全意識の啓発
- ⑩健康維持管理の啓発と健康診断の促進

4 就業率の向上

- (1) 公共・民間事業所及び一般家庭に対する受注開拓の推進
- (2) 職群班員による仕事の拡大・獲得運動の展開（日常の一言PR活動）
- (3) 事務系職種分野の開拓
- (4) 適正就業や「仕事の分ち合い」の推進
- (5) シルバー人材センター事業の理解と活用の啓発
- (6) 未就業者に対する希望職種の再登録(変更)の推進
- (7) 講習会により会員個人の就業職種の拡大
- (8) 後継者育成による就業機会の拡大
- (9) 顧客のフォローとして昨年の受注内容の確認や発注の促進

5 組織の充実

本所・支所間における職群班の情報の共有化と、班ごとの連携と充実を図り、適正就業や安全就業を推進する。

- (1) 職群班及び地域班の効率的な事業の推進
- (2) 役職員の研修の充実

- (3) シルバー人材センター設立の基本理念の確認、会員相互の連携強化の推進

6 就業開拓の促進

(1) 普及啓発活動の推進

センター事業が市をはじめとする公共機関、地域の事業所、一般家庭に理解され、かつ協力が得られるよう普及啓発活動を行う。

- ① 市の協力を得てPR用パンフレットの全戸回覧を行う。
- ② 「シルバーだより」年2回（1月・7月）の発行
- ③ シルバー人材センター事業普及啓発促進月間（10月）の取組み
 - ・ 「シルバーの日」の設定と奉仕活動
 - ・ 役職員による事業所訪問・PR活動の実施
 - ・ のぼり旗設置等によるPR
- ④ 奉仕活動によるセンターのアピールとマスコミの活用
- ⑤ 会員や職群班員による就業開拓の推進

(2) 福祉・家事援助サービス事業の推進

公共及び民間事業所等との連携を密にして、福祉・家事援助サービスの需要に対応するため、会員の育成と同事業の積極的な推進を図る。

- ① 市及び福祉団体との連携と新総合事業の推進
- ② 福祉・家事援助サービス事業推進委員会を中心としたPRや情報収集による事業の推進
- ③ 講習会開催による会員相互の親睦と新入会員の増を図る。

7 技能の向上

(1) 人材確保育成事業の活用

(2) 技能講習の充実とアンケート調査等による内容の改善

8 適正就業の推進

適正就業に対する社会的関心が年々高まっており、「適正就業基準」や「適正就業ガイドライン」に留意し、会員はもとより発注者や住民にも広く理解を得るよう努める。

- (1) 入会説明会での周知徹底
- (2) 発注者及び会員の理解と協力を得るためのPR
- (3) 受注時での契約内容等、事務の適正化
- (4) 請負・委任の形態で契約できない就業について、派遣事業への切替えの推進